

# 工 事 請 負 契 約 書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 年 月 日 から  
年 月 日 まで

4 請負代金額 金 円也。

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円  
「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

5 契約保証金 御代田町財務規則第125条第3項 号により免除  
ただし、契約を履行できなかったときは請負代金額の100分の10に相当する額を納入する。

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者(甲) 住 所

氏 名

印

請負者(乙) 住 所

氏 名

印

(総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)は、契約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるほか、この約款に基づき、設計図書に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務)

第3条 乙は、工事の施行が設計図書に適合しない場合において、甲がその改善を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示による等甲の責に帰すべき理由によるときは、第4条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

(工事の変更、中止等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び3項に定めるところにより、工期若しくは請負代金を変更し又は必要な費用等を甲が負担しなければならない。

2 工期又は請負代金の変更は、甲乙協議して定める。

3 甲は、第1項の場合において、乙が工事の続行に備え工事現場を維持し又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは、その費用増加を負担し、又は損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第5条 乙は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、このかぎりでない。

2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。

(一般的損害)

第6条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施行に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項に規定する損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第7条 工事の施行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施行につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、乙がこれを負担する。

2 前項に定めるもののほか、工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(検査及び引渡)

第8条 乙は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

(請負代金の支払)

第9条 乙は、検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払を請求することができる。

(瑕疵担保)

第10条 工事目的物に瑕疵があるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、甲は、補修を請求することができない。

(補則)

第11条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。